



希少種保全における地方自治体との
連携の在り方について

環境省自然環境局野生生物課

最新の環境省レッドリストに基づく絶滅危惧種の状況



- 2026年3月3日時点での最新版環境省レッドリスト(以下、「RL」という。)は、分類群ごとにそれぞれ、2017年に公表した「海洋生物RL」(海洋生物)、2020年に公表した「RL2020」(陸域動物)及び2025年に公表した「第5次RL」(植物・菌類)。これらにおいて、**計3,565種**が絶滅危惧種と評価されている。
- 現在、海洋生物を含む動物について、第5次RLの公表に向けて評価作業中。

	分類群	評価対象種数	絶滅危惧種数	絶滅危惧割合	絶滅・野生絶滅種数
陸域	哺乳類	160	34	21.3%	7
	鳥類	約700	98	14.0%	15
	爬虫類	100	37	37.0%	0
	両生類	91	47	51.6%	0
	汽水・淡水魚類	約400	169	42.3%	4
	昆虫類	約32,000	367	1.1%	4
	貝類	約3,200	629	19.7%	19
	その他無脊椎動物	約5,300	65	1.2%	1
	維管束植物	約7,000	1,765	25.2%	36
	蘚苔類	約1,800	169	9.39%	4
	藻類	約3,000	79	2.6%	5
	地衣類	約1,600	37	2.3%	3
	菌類	約3,000	13	0.4%	20
	海域	魚類	約3,900	16	0.4%
サンゴ類		約690	6	0.9%	1
甲殻類		約3,000	30	1.0%	0
軟体動物(頭足類)		約230	0	0%	0
その他無脊椎動物		約2,300	4	0.2%	0

(参考) 国内希少野生動植物種の指定区分

- 国内希少野生動植物種(以下、「国内希少種」という。)については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下、「種の保存法」という。)第4条において3つの指定区分が定められており、指定区分によって下表のとおり規制内容が異なっている。

<国内希少種(種の保存法第4条第3項)>

その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物種であって、政令で定めるもの。

<特定第一種国内希少種(種の保存法第4条第5項)>

次の各号のいずれにも該当する国内希少種であって、政令で定めるもの。

- 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。
- 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

<特定第二種国内希少種(種の保存法第4条第6項)>

次の各号のいずれにも該当する国内希少種であって、政令で定めるもの。

- 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。
- 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。
- 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。
- 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

表 国内希少種の区分毎の規制内容

指定区分	捕獲等		譲渡し等	
	販売・頒布目的	それ以外	販売・頒布目的	それ以外
国内希少種	禁止	原則禁止※1	禁止	原則禁止※1
特定第一種国内希少種	原則禁止※2	原則禁止※1	規制対象外※3	規制対象外※3
特定第二種国内希少種	禁止	規制対象外	禁止	規制対象外

※1 学術研究又は繁殖等、公益的な目的の捕獲等や譲渡し等で、環境大臣の許可を受けた場合は可能。

※2 特定国内種事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う捕獲で、環境大臣の許可を受けた場合は可能。

※3 事業を行おうとする者は、あらかじめ環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

(参考) 国内希少種の選定要件等



国内希少種の選定要件等については、種の保存法第6条第1項に基づく「希少野生動植物種保存基本方針」(以下、「基本方針」という)に定められている。

<国内希少種の選定要件(基本方針第二1(1))>

その本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種で、次のいずれかに該当するものを選定する。

- ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
- イ 全国の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種
- ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種
- エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種

<特定第一種国内希少種の選定要件(基本方針第二3)>

国内希少種のうち、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種を選定する。ただし、ワシントン条約附属書 I に掲載された種(我が国が留保している種を除く。)又は渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種に該当する場合には選定しない。

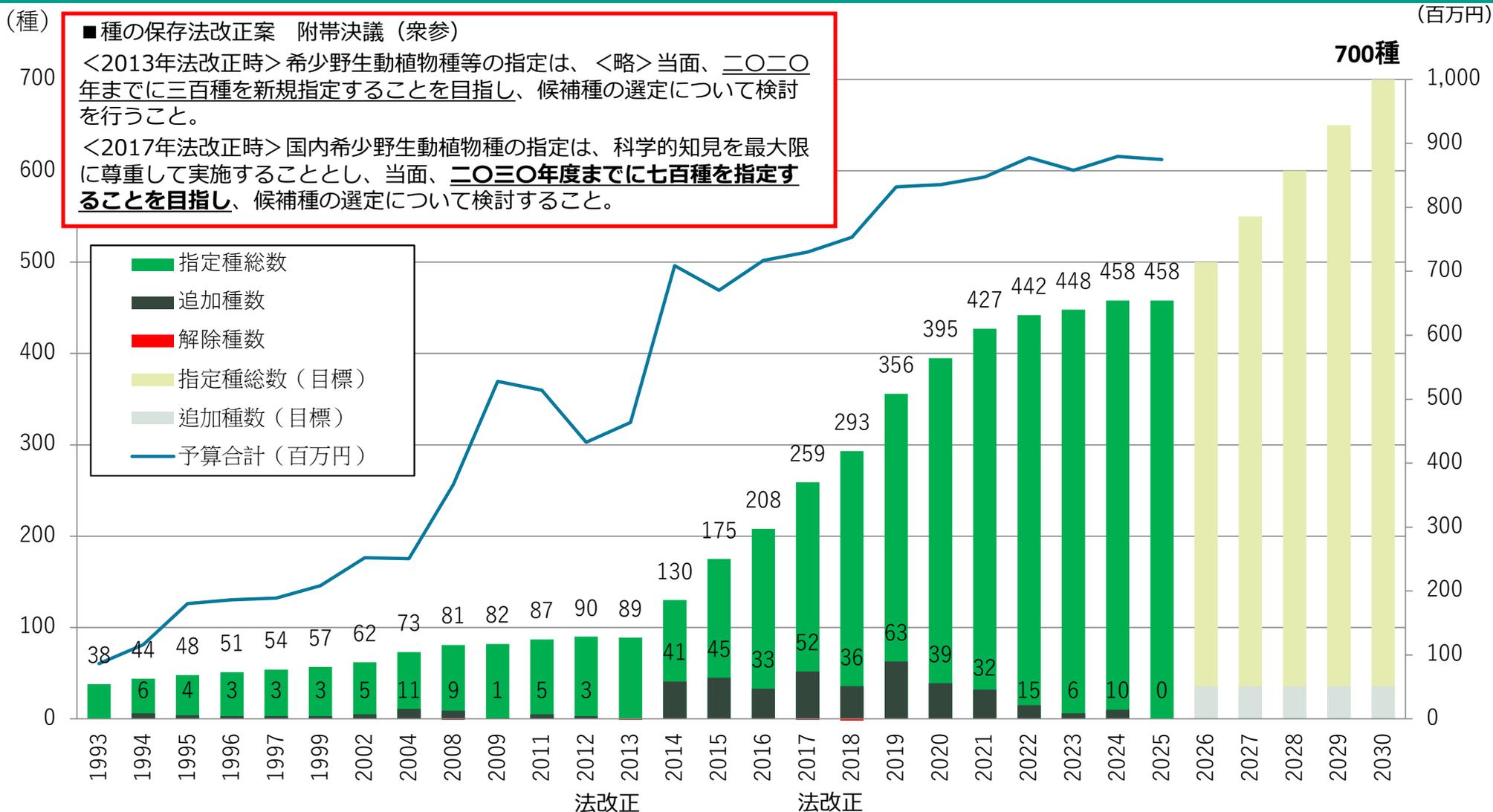
<特定第二種国内希少野生動植物種の選定要件(基本方針第二4)>

国内希少種のうち、次のいずれにも該当するものを選定する。

- ア 第二1(1)イ又はウに該当する種
- イ その存続に支障をきたす程度に個体数が著しく少ないものでない種
- ウ 生息・生育の環境が良好に維持されていれば、繁殖による速やかな個体数の増加が見込まれる種
- エ ワシントン条約附属書 I に掲載された種(我が国が留保している種を除く。)及び渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種以外の種

国内希少種の指定状況と予算

- 直近2回の法改正の国会附帯決議において、2020年までに300種追加指定(2013年と比較して)、2030年までに合計700種の指定が求められている。
- 2020年の目標については、2014年～2020年に309種を指定し達成。
- 2020年以降も、上記の要請を踏まえ、追加指定を進めてきており、2026年3月時点で、計**458種**を国内希少種に指定。

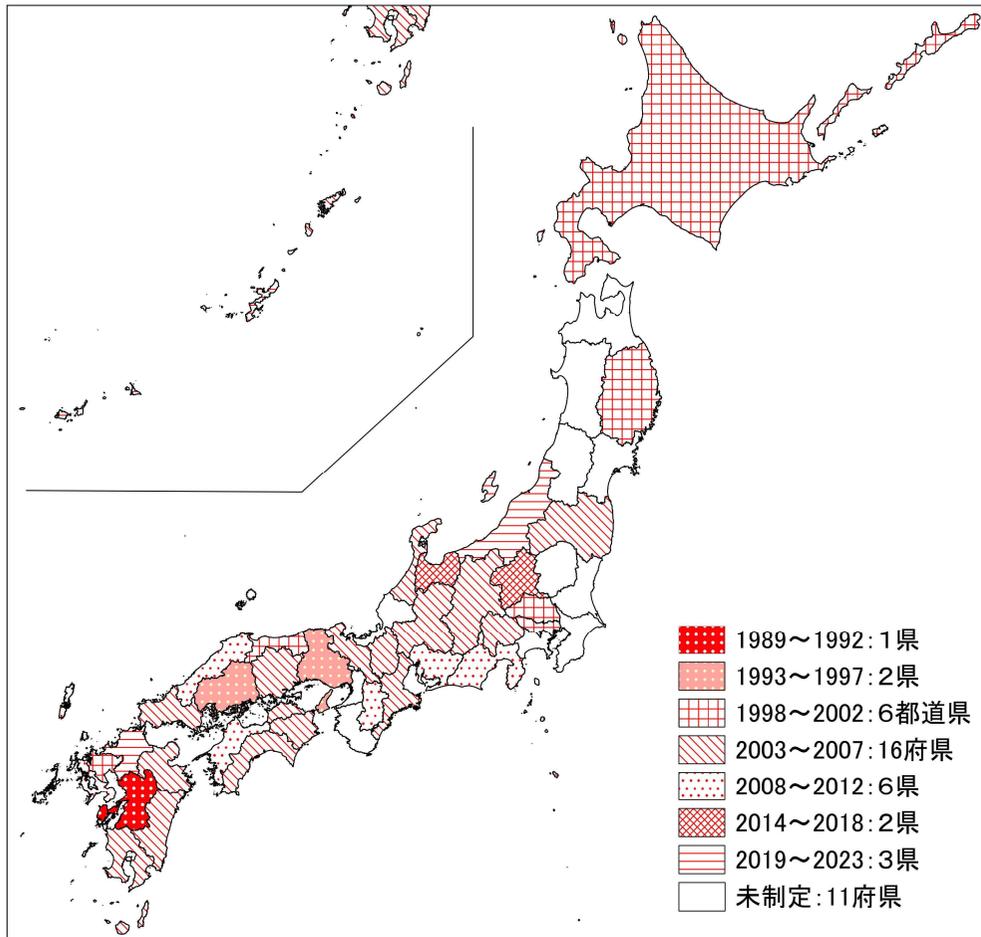


都道府県制定希少種保護条例の現状とこれまでの推移

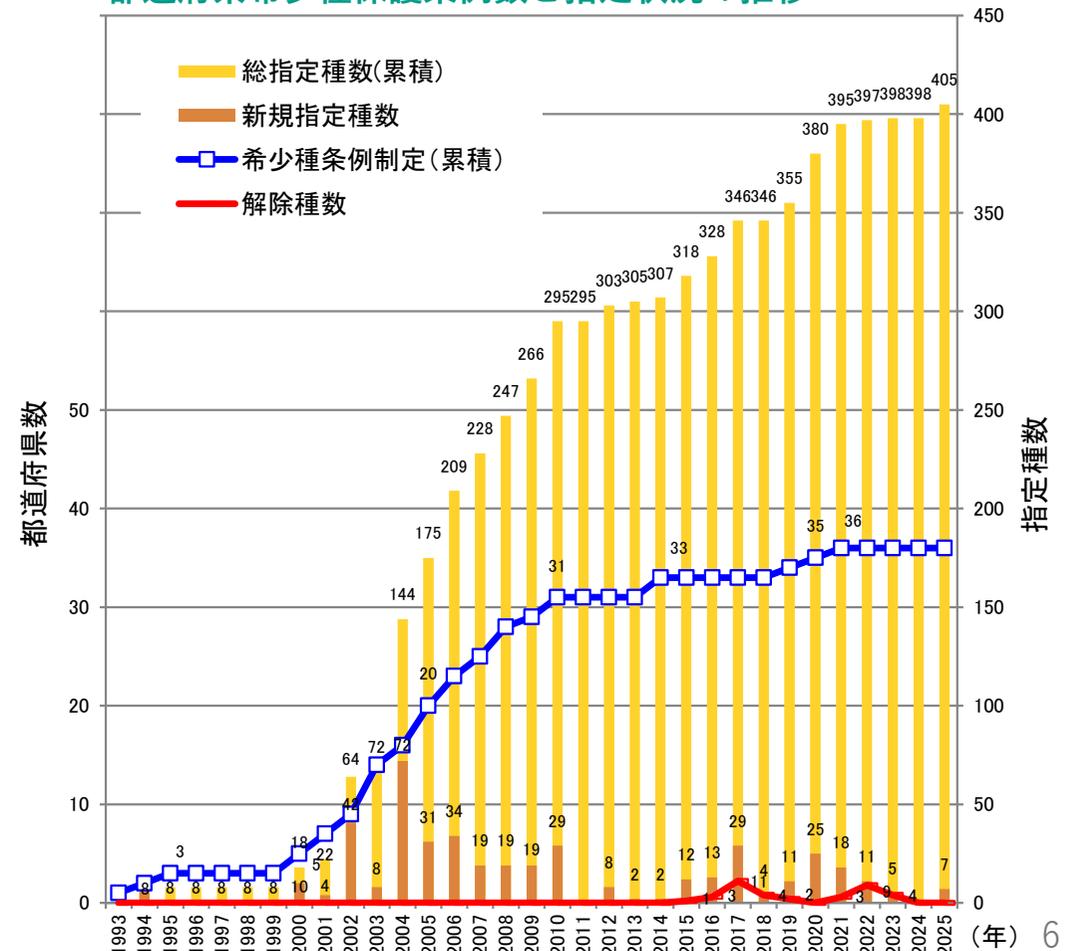
- 2026年1月末までに計**36都道府県**が制定している「希少種保護条例」における、最新の環境省RLで絶滅危惧種(CR,EN,VU)と評価された種の指定状況をまとめた。
- その結果、計**405種**がいずれかの条例で指定されている※(うち、62種は国内希少種)。
- 国内希少種(458種)と合わせると、合計**801種**が種の保存法又は条例で指定されている状況(重複指定種を除く)。
- 国内希少種を除く絶滅危惧種のうち、条例により種の分布域の全域で捕獲等が禁止されている種は少なくとも**103種**。国内希少種(458種)と合わせると、少なくとも**561種**の絶滅危惧種について、その全分布域内において、種の保存法又は都道府県条例によって捕獲・採取規制がかけられている状況。

※複数の都道府県に分布している種については、一部の都道府県で指定されていても1種としてカウントしている。また、最新の環境省レッドリストに掲載されていない種、市町村条例指定種は本集計の対象外とした。

都道府県希少種保護条例の制定状況



都道府県希少種保護条例数と指定状況の推移



- ・種の保存法では、「地方公共団体は、その区域内の自然的社会的諸条件に応じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を策定し、及び実施するよう努める」という責務が定められている(第2条第2項)。
- ・36都道府県で種の保存法とスキームが類似したいわゆる「希少種保護条例」が制定されているが、種の保存法において、法律と条例の制度的連携は図られておらず、具体的な自治体の権限や事務は規定されていない。
- ・現状、
 - ①国・自治体は、それぞれどのような種の保全を重視すべきかの目安が設定されておらず、種指定をはじめとするあらゆる場面で、国と自治体の戦略的な連携・役割分担が図られていない
 - ②種の保存法上、自治体の事務や権限が規定されていないため、自治体では希少種保全事業の予算・人員が確保しづらい
 - ③法律と条例の適用関係が分かりづらく、必要な許可・届出手続きを把握しづらい等の課題が生じている。



P9以降で具体的な状況を紹介

■ 2025年6月に公表された種の保存法の「施行状況評価報告書」における種の保存法と希少種保護条例にかかる指摘

条例に基づく制度設計は各地方公共団体によって異なり、条例に基づく指定種の考え方も多様。その結果、種指定の重複などにより、かえって既存の保全活動が円滑にやりにくくなるリスクもある。

この課題の解決に向けて以下のことが考えられる。

- ⇒ 効果的・効率的な保全のための国・地方公共団体の連携体制を構築すること。
- ⇒ 条例に基づく施策においても、捕獲・採取の規制に留まらず、生息・生育環境の維持・改善など、きめ細やかな保全の取組が行える枠組みが形成されることが望ましい。
- ⇒ 一層の効率的・効果的な保全のため、中長期的には、地域の特性も踏まえ、種の保存法と関連する条例との戦略的な役割分担も検討するべき。

種の保存法と都道府県条例の制度比較①

法律と都道府県条例で共通する制度 ※()内は該当都道府県数

- ・捕獲等の禁止(36)
- ・生息地等保護区の類似制度(35)・・・全都道府県で計**65箇所(13)**が指定。
※開発規制を伴う保護区制度が個別の種に紐づかない1県は除く。
- ・保護増殖事業の類似制度(32)・・・全都道府県で計**117事業(17)**が実施。

条例に基づく実際の保護区の指定状況及び保護増殖類似事業の実施状況(※1)

保護区指定箇所数	都道府県数	保護増殖類似事業実施数	都道府県数
10箇所以上	3	10事業以上	3
5～9箇所	2	5～9事業	4
1～4箇所	8	1～4事業	10
0箇所	20 ^{※2}	0事業	13 ^{※2}

※1 希少種保護条例制定済みの計36都道府県のうち、制度の活用状況について回答が得られなかった2県については、集計に含んでいない。
 ※2 当該制度を持たない自治体は集計から除く。

法律と一部の都道府県条例で共通する制度

- ・譲渡し等の禁止(26) ※ただし条例では、規制対象を、違法捕獲された個体に限る例が多い。
- ・特定国内種事業の類似制度(8)
- ・緊急指定種の類似制度(1)

都道府県条例独自の制度例 ※()内は該当都道府県数

・外来生物に関する施策(23)

…条例内で外来種に関する施策(調査や対策に関する施策が多い)が明記。

うち、5道県では指定外来種制度が設けられている。(特定外来生物の制度に類似)

(指定外来種制度…特定の地域における生物多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める外来種を指定し、飼養や放逐等の行為を規制。)

・個体等の「所持」を規制(11)

…違法に捕獲等をされた条例指定種の個体(多くの場合、器官や加工品が含まれる)に限り、所持が禁止。

・餌付け行為に関する規制(1)

…特定の地域における生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める餌付け行為を“指定餌付け行為”として指定し、規制。

・巢の破壊等の禁止(1)

…繁殖行為を保護するため、指定希少野生生物の巢の破壊・損傷を禁止。

市町村における希少種保護のための条例の制定例

- 都道府県に加え、市町村が希少種保護を目的とした条例を制定している例も多く見られる。
- 市町村条例では、種の保存法や都道府県条例と共通する内容がある一方で、独自の制度が設けられている場合もある。

・市町村策定の希少種保護条例の例

条例名	主な目的	規制の対象	規制の内容						その他の制度			その他の制度
			捕獲等の禁止	保護区指定の制度	保護区内の行為規制	保護増殖事業制度	認定保護増事業制度	罰則の有無	指定外来種制度	保護推進員類似制度	保全団体の認定制度	
只見町の野生動植物を保護する条例 (福島県只見町)	町内に生息する野生動植物の保護・保全。自然環境、生物多様性の保全等を通じた地域の持続可能な発展。	町指定貴重野生動植物	○	-	-	-	-	○	-	○	-	野生動植物の大量捕獲の禁止
神戸市生物多様性の保全に関する条例 (兵庫県神戸市)	生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現。	希少野生動植物種	○	-	-	-	-	○	○	-	○	その他の生態系に影響を与える野生動植物種対策
掛川市自然環境の保全に関する条例 (静岡県掛川市)	野生動植物の保護その他必要な事項を定め、自然環境の適正な保全を総合的に推進。	指定希少野生動植物種	○	○	○	-	-	○	-	○	-	移入種の放逐等の禁止
岐阜市自然環境の保全に関する条例 (岐阜県岐阜市)	市の自然環境を守り育て、後生に引き継ぎ、自然と共生するまちづくりを推進。	貴重野生動植物種	○	○	○	-	-	○	-	○	○	-
宮古島市自然環境保全条例 (沖縄県宮古島市)	良好な自然環境を保全し、現在及び将来にわたって市民の暮らしに潤いと安らぎを確保。	保全種及び保全樹	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-
奄美市希少野生動植物の保護に関する条例 (鹿児島県奄美市)	市内に生息・生育する希少な野生動植物の保護、後世への継承。	指定希少野生動植物	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-
竹富町自然環境保護条例 (沖縄県竹富町)	町内の健全で豊かな自然環境の保全及び生物多様性の確保。	特別希少野生動植物	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-

種の保存法と都道府県条例の指定種の重複状況

- 希少種保護条例制定済みの36都道府県のうち、25条例で国内希少種と重複指定している。
- 種数で見ると、国内希少種458種のうち、62種がいずれかの都道府県条例と重複指定されており、このうち通常の国内希少種は34種、特定第一種は16種、特定第二種は12種であった。

・法律と条例の重複指定状況 黒:通常の国内希少種 赤:特定第一種、青:特定第二種

分類群	種名	RL カテゴリ	自治 体数	都道府県	分類群	種名	RL カテゴリ	自治 体数	都道府県
鳥類	ライチョウ	EN	2	山梨県,長野県	昆虫類	コバムシ	EN	1	福岡県
鳥類	イヌワシ	EN	2	長野県,鳥取県	昆虫類	コヒョウモンモドキ	EN	1	山梨県
鳥類	チュウヒ	EN	1	石川県	昆虫類	ゲンゴロウ	VU	2	群馬県,長崎県
鳥類	クマタカ	EN	2	長野県,鳥取県	軟体動物	ナルトギセル	CR	1	徳島県
鳥類	ヤイロチョウ	EN	2	長野県,宮崎県	軟体動物	カワシンジュガイ	EN	1	広島県
鳥類	アカモズ	EN	1	長野県	軟体動物	オモイガケナマイマイ	CR+EN	1	愛知県
両生類	アベサンショウウオ	CR	1	京都府	軟体動物	サダマイマイ	CR+EN	1	宮崎県
両生類	アキ(ゲイヨ)サンショウウオ	EN	1	愛媛県	軟体動物	カタハガイ	VU	2	京都府,福岡県
両生類	ハクバサンショウウオ	EN	2	富山県,長野県	維管束植物	タカネマンテマ	CR	2	山梨県,静岡県
両生類	アカイサンショウウオ	EN	2	山梨県,長野県	維管束植物	ホザキツクヌキソウ	CR	1	山梨県
両生類	ヤマグチサンショウウオ	VU	1	大分県	維管束植物	シマトウヒレン	CR	1	長崎県
両生類	ベッコウサンショウウオ	VU	2	宮崎県,鹿児島県	維管束植物	クロカミシライトソウ	CR	1	佐賀県
両生類	カスミサンショウウオ	VU	1	大分県	維管束植物	ナギヒロハテンナンショウ	CR	1	鳥取県
両生類	セトウチサンショウウオ	VU	1	京都府	維管束植物	ビャッコイ	CR	1	福島県
両生類	ヤマトサンショウウオ	VU	2	京都府,奈良県	維管束植物	ホテイアツモリ	CR	3	山梨県,長野県,静岡県
汽水・淡水魚類	イタセンパラ	CR	1	京都府	維管束植物	ヒメスズムシソウ	CR	1	山梨県
汽水・淡水魚類	セボシタビラ	CR	1	福岡県	維管束植物	クリシマイワヘゴ	CR	1	徳島県
汽水・淡水魚類	ゼニタナゴ	CR	1	福島県	維管束植物	ウロコノキシノブ	CR	1	長野県
汽水・淡水魚類	シナイモツゴ	CR	1	長野県	維管束植物	キタダケキンポウゲ	EN	1	山梨県
汽水・淡水魚類	スイゲンゼニタナゴ	CR	1	広島県	維管束植物	タデスミレ	EN	1	長野県
汽水・淡水魚類	ハカタスジシマドジョウ	CR	1	福岡県	維管束植物	タマボウキ	EN	1	大分県
汽水・淡水魚類	アユモドキ	CR	1	京都府	維管束植物	カイコバイモ	EN	2	山梨県,静岡県
汽水・淡水魚類	カワバタモロコ	EN	4	静岡県,三重県,岡山県,香川県	維管束植物	ウスギワニグチソウ	EN	1	福岡県
昆虫類	アカハネバツタ	CR	1	長野県	維管束植物	スルガジョウロウホトトギス	EN	1	山梨県
昆虫類	マルコガタノゲンゴロウ	CR	1	石川県	維管束植物	キバナノツクヌキホトトギス	EN	1	宮崎県
昆虫類	シャープゲンゴロウモドキ	CR	1	石川県	維管束植物	ヒイラギデンダ	EN	1	山梨県
昆虫類	フサヒゲルリカミキリ	CR	1	長野県	維管束植物	ヤシャイノデ	CR	1	長野県
昆虫類	タカネキマダラセセリ赤石山脈亜種	CR	1	長野県	維管束植物	トヨグチウラボシ	CR	1	長野県
昆虫類	ゴマシジミ関東・中部亜種	CR	2	新潟県,長野県	維管束植物	キレハオオクボシダ	CR	1	埼玉県
昆虫類	ウスイロヒョウモンモドキ	CR	1	鳥取県	維管束植物	キタダケソウ	VU	1	山梨県
昆虫類	タカネヒカゲハケ岳亜種	CR	1	長野県	維管束植物	アツモリソウ	VU	2	山梨県,長野県

国内希少種の指定による都道府県条例での指定解除の例

条例での指定後に国内希少種に指定されたことによって、条例での指定が解除された事例も見られる。
(自治体HP等から作成)

分類群	種名	条例指定状況(当時)	条例指定年	条例指定解除年	条例指定解除の理由
昆虫類	フサヒゲルリカミキリ	岡山県指定希少野生動植物	H16	H28	種の保存法による指定に伴い、H28.4.15に条例指定を解除。(岡山県環境白書2020より抜粋)
両生類	オオダイガハラサンショウウオ	熊本県指定希少野生動植物	H17	R4	種の保存法に基づく国内希少種に指定されたため。(県条例において、指定希少野生動植物は国内希少野生動植物種を除くと規定されているため。)(レッドリストくまもと2024より抜粋)
昆虫類	マルコガタノゲンゴロウ		H17	H24	
貝類	イシカワギセル		H28	R4	
貝類	カザアナギセル		H28	R4	
維管束植物	タマボウキ		H17	R4	
維管束植物	フクレギンダ		H17	R4	
維管束植物	アソサイシン		H28	R4	
維管束植物	ハナカズラ	H28	R4		
貝類	オオイタシロギセル	大分県指定希少野生動植物	H28	R5	種の保存法第四条第三項の「国内希少野生動植物種」に指定されたため。(大分県報第四二四号より抜粋)
貝類	タケノコギセル		H29	R5	
爬虫類	オビトカゲモドキ	鹿児島県指定希少野生動植物	H16	H27	平成27年度に種の保存法の「国内希少野生動植物種」に指定されたことから、これまでの県条例に基づく保護から、法律に基づく保護に移行。(県HPより)
両生類	アマミイシカワガエル		H16	H27	
両生類	イボイモリ		H16	H27	
昆虫類	ウケジママルバネクワガタ		H16	H27	

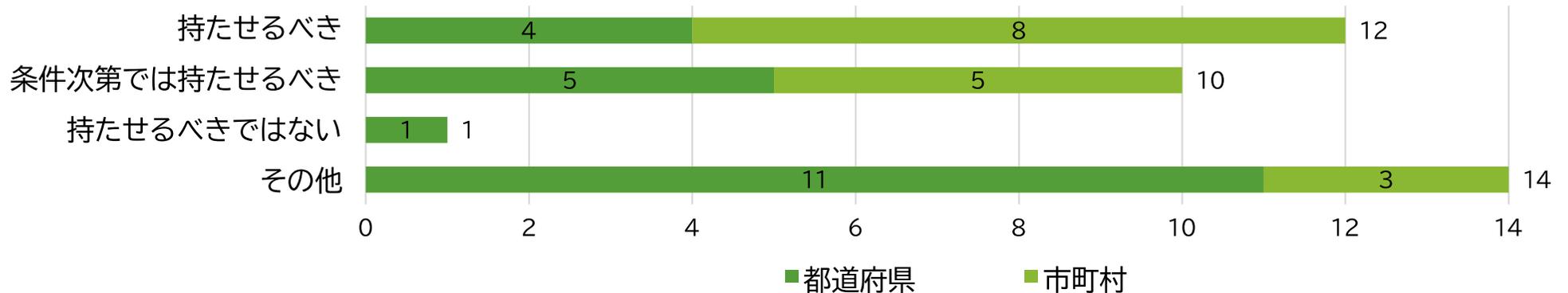
⇒種の保存法と条例での同一種に対する重複指定の可否や、国内希少種への指定後に自治体独自の保全措置を継続するか否かの判断は、自治体によって異なる。

⇒現状では、国内希少種指定が、自治体の取組を後退させることにもなりかねない。

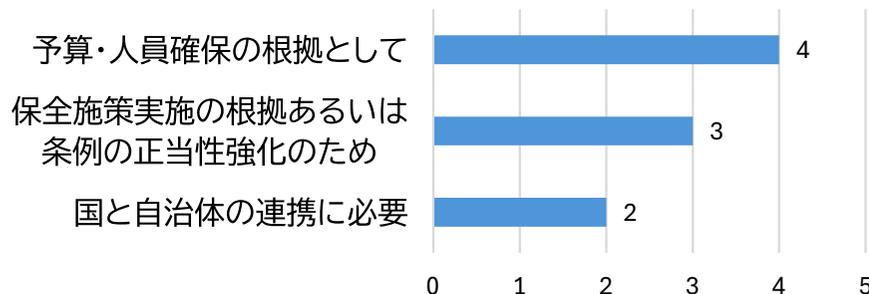
自治体へのアンケート結果①

- 希少種保護条例を制定済みの自治体から寄せられた有効回答42自治体（都道府県：23、市町村：19）のうち、希少種保護条例に種の保存法上の根拠を持たせるべき、または条件次第では持たせるべきと回答した自治体数は**22 (52%)**。
- 「持たせるべき」と回答した主な理由としては、「**予算や人員確保の根拠として**」が最も多く（4件）、次いで「**保全施策実施の根拠あるいは条例の正当性強化のため**」（3件）であった。

Q. 種の保存法上に何らかの形で希少種保護条例を位置付け、希少種保護条例に種の保存法上の根拠を持たせるべきと考えるか。



○「持たせるべき」と答えた主な理由(上位3件)



○条件次第では「持たせるべき」と答えた主な理由

- ・国の財政的支援がある場合。(他、同様の回答が3件)

※「④その他」として寄せられた意見としては、「判断が難しい」「どちらでも構わない」等の意見が多かった。

自治体へのアンケート結果②

<自治体アンケートにおいて寄せられた個別意見の例>

- 法律と条例で重複指定されており、かつ条例の規制内容が、種の保存法の規制と類似する場合、憲法94条(法律の範囲内で条例を制定できる)との関係で問題がないか整理する必要があると指摘されている。
- 法律と条例で重複指定されている場合の運用を整理するためには、根拠を持たせることが有効。
- 種の保存法だけでは、特定地域の急な減少や局所的な絶滅リスクに迅速に対応できない場合がある。こうした状況に限り、条例に種の保存法上の根拠を持たせれば、自治体が地域の実情に応じた保護措置を速やかに講じられ、法律との整合性も確保できる。
- 国内希少種は基本的に国の責任である前提で、自治体の自然環境部局は地域個体群の保全等に対応するという線引きの考え方や、一定の根拠(責務規定、予算、人員)を設けることについて議論いただきたい。
- 種の保存法に基づくほとんどの指定種は保護増殖事業計画が策定されておらず、実質的な保全対策は行われていない。そのような状況で、各地域の保全対策が、むしろ種の保存法による規制によって阻まれるのは好ましくない。

特定の地域で特に絶滅のおそれが高い種の例

・環境省RLでは未掲載だが、都道府県RLではVU相当以上の種の例

分類群	種名	国内分布	都道府県RL	条例指定状況
両生類	ナガレタゴガエル	関東地方～中国地方	・絶滅危惧Ⅰ類(愛知、京都、岡山、山口) ・絶滅危惧Ⅱ類(神奈川、富山、兵庫)	・愛知県指定希少野生動植物種 ・岡山県指定希少野生動植物
昆虫類	ミドリシジミ	北海道、本州、四国、九州(九重山一帯)	・絶滅危惧Ⅰ類(熊本) ・絶滅危惧Ⅱ類(千葉、東京、岐阜、奈良、島根、大分)	・熊本県指定希少野生動植物
二枚貝類	イシガイ	北海道、本州、四国、九州	・絶滅危惧Ⅰ類(岩手、東京、富山、愛知、愛媛、宮崎) ・絶滅危惧Ⅱ類(群馬、岐阜、奈良、山口)	・愛媛県特定希少野生動植物
維管束植物	ヤマユリ	本州(近畿以北)	・絶滅危惧Ⅰ類(岐阜、三重)	・長野県指定希少野生動植物

・環境省RLではVUだが、大部分の都道府県RLにおいてEN相当以上の種の例

分類群	種名	RL掲載都道府県数 (内、絶滅危惧Ⅰ類相当)	分類群	種名	RL掲載都道府県数 (内、絶滅危惧Ⅰ類相当)
哺乳類	クビワコウモリ	11(7)	維管束植物	ベニバナヤマシャクヤク	37(34)
鳥類	コアジサシ	46(32)	維管束植物	ナガバノイシモチソウ	5(4)
淡水魚類	ゴギ	5(3)	維管束植物	チャボツメレンゲ	10(9)
昆虫類	トゲナベブタムシ	10(8)	維管束植物	キレンゲショウマ	9(7)
昆虫類	ヨドシロヘリハンミョウ	16(13)	維管束植物	シノノメソウ	6(5)
昆虫類	オオコブスジコガネ	6(5)	維管束植物	シシンラン	15(14)
貝類	ナラビオカミミガイ	12(8)	維管束植物	イワギリソウ	15(12)
貝類	クリイロコミミガイ	11(8)	維管束植物	サルメンエビネ	39(33)
貝類	ドロアワモチ	6(4)	維管束植物	ムカデラン	16(14)
甲殻類	シオマネキ	16(11)			

- ・現在までに、全36都道府県で希少種保護条例が制定されており、市町村でも複数の自治体で同様の条例が制定されている(P6、11)。
- ・種の保存法における国内種に対する主な措置である①捕獲規制、②保護増殖事業、③保護区の3点については、都道府県希少種保護条例においても、既にそのほとんどで類似する制度が設けられており、実際に条例に基づき多くの事業実施や保護区指定がなされている(P9)。
- ・種の保存法と条例で対象種が重複した場合の整理がなされておらず、種が重複指定された場合の自治体における当該種の取扱いが様々に異なる(P12、13)
- ・自治体からも、国と自治体双方の取組の整理や種の保存法上と条例について何らかの関連付けをすべき、という意見が多数寄せられている(P14、15)。

⇒ この現状を踏まえ、今後、我が国全体でより効率的な希少種保全を推進するために、**国と地方自治体が適切に役割分担し、今後それぞれが主に取り組むべき事業を整理する必要がある。**

⇒ **国は全国的な視点、地方自治体は当該地域における視点、**を基本とし、考えられる役割分担の一例は次ページのとおり。

今後の希少種保全における国と地方自治体の役割分担の在り方（案）

国の役割

自治体の役割

種の保存法

条例

種指定

<基本的考え方>

絶滅危惧種のうち、国内での個体数が著しく少ない、又は全国的な理由で顕著な減少傾向が継続している等の理由から特に保全が必要な種。特に以下の観点重視。

- ①全国的に捕獲及び譲渡しの規制が必要な種
- ②下記の観点から国が保護増殖事業又は生息地等保護区の指定をすべき種

<基本的考え方>

左記以外の絶滅危惧種及び特定の地域で絶滅のおそれが高まっている種であって、地域の状況に応じて保全すべき種。

- ①特定地域で捕獲規制が必要な種
- ②各種取組が必要と自治体が判断した種

保護増殖事業

- ①広域に分布・移動し、特定自治体のみで事業の実施が難しい種
- ②世界自然遺産をはじめ全国的に見て重要な生態系を象徴する種
- ③保護増殖に高度な技術を伴う種又は増殖技術が確立していない種

- ① 生息状況等から分布域のうち特に特定地域での事業実施が必要な種
- ②当該地域の自然や文化を代表・象徴する等、当該自治体が特に重要と考える種

当該自治体が必要と判断した場合

保護区指定

- ①全国的に見て当該種の極めて重要な生息・生育地
- ②国が実施する保護増殖事業と関連して指定すべき生息・生育地
- ③複数の絶滅危惧種が生息・生育する、日本の生物多様性保全上極めて重要な場所

- ①当該地域における当該種の重要な生息・生育地
- ②自治体が実施する保護増殖事業と関連して指定すべき生息・生育地
- ③複数の絶滅危惧種が生息・生育する、当該地域の生物多様性保全上重要な場所

当該自治体が必要と判断する場所

制度的課題

現行制度で対応可

種の保存法上、自治体には、国内希少種の保護増殖事業計画の策定及び生息地等保護区指定の権限がない……………A

種の保存法上に根拠がなく、国との制度連携がない……………B

役割分担を前提に今後考えられる種の保存法の在り方（案）

1. 希少種保全にかかる国と自治体の連携・役割分担を制度的に担保するため、保護増殖事業及び生息地等保護区の指定及び管理について、種の保存法上、自治体に対して以下の根拠を付与できないか(P18 Aに対応)。

①自治体に対する保護増殖事業計画策定権限の付与

現行制度では、自治体が保護増殖事業計画の策定主体になれない。

⇒種の保存法上、自治体にも保護増殖事業計画の策定権限を付与できないか。

②自治体に対する生息地等保護区の指定及び管理権限の付与

現行制度では、自治体が国内希少種に対する生息地等保護区を指定することはできない。

⇒種の保存法上、自治体にも生息地等保護区の指定及び管理権限を付与できないか。

※大半の都道府県条例で、既に①保護増殖事業及び②保護区の類似制度が存在することを考慮すれば、①②によって、少なくとも国内希少種については、条例の当該規定を種の保存法で担保することに繋がる。

2. さらに、国内希少種以外の種に対する自治体の条例に基づく指定その他の取組についても、何らかの方法で種の保存法において担保できないか(P18 Bに対応)。

※上記のとおり、種の保存法上で自治体の希少種保全にかかる具体的な責務や事務、権限を明確化、制度化した上で、自治体に対する継続的な財政支援メニューの創設を目指す。

■ 国と自治体の連携・役割分担の議論のポイント

- ・P18に一案として示した今後の国と自治体の役割分担の在り方の是非。
- ・P18の役割分担を踏まえて、種の保存法において、一定の要件に該当する国内希少種に対して、自治体の首長に保護増殖事業計画の策定権限や生息地等保護区の指定及び管理の権限を付与することの是非。
- ・国内希少種以外の種を独自に指定している条例に対しても、何らかの方法で種の保存法上の担保を設けるべきか否か。
- ・仮に、P19のような制度的措置を講じるとした場合、市町村にはどのような役割が期待できるか。